

(公印省略)
伊監第17号
令和4年4月21日
(2022年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 山藪 有理

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

2 監査の対象部局

総合政策部	空港・広報戦略室	都市ブランド・観光戦略課
都市活力部	産業振興室	商工労働課、まちなかにぎわい課
教育委員会事務局 生涯学習部	—	公民館、図書館
消防局	管理室	消防総務課、予防課
	警防室	警防課、救急課、情報管理課

3 措置を講じた部局

都市活力部	産業振興室	商工労働課
	まち資源室	空港・にぎわい課 (旧 都市ブランド・観光戦略課、 まちなかにぎわい課分)
教育委員会事務局 生涯学習部	—	公民館、図書館
消防局	管理室	予防課

4 監査の期間

令和4年(2022年)1月12日～令和4年(2022年)3月24日

5 監査結果提出日

令和4年(2022年)4月11日

6 措置の内容

別紙令和4年(2022年)4月18日付け伊活産商第58号、令和4年(2022年)4月18日付け伊教委生社第63号、令和4年(2022年)4月11日付け伊消総第56号の回答文書のとおりです。

(公 印 省 略)
伊活産商第58号
令和4年4月18日
(2022年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

総合政策部 空港・広報戦略室 都市ブランド・観光戦略課
都市活力部 産業振興室 商工労働課、まちなかにぎわい課

2 措置を講じた部局

都市活力部 産業振興室 商工労働課
まち資源室 空港・にぎわい課

(旧 都市ブランド・観光戦略課、まちなかにぎわい課所管分)

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和4年(2022年)1月12日～令和4年(2022年)3月24日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

都市活力部 産業振興室 商工労働課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 商店街等活性化事業補助金について（補助対象経費の算定について）</p> <p>商店街等活性化事業補助金については、活性化を推進しようとする市内の商店街等に対し、事業の実施に要する費用の一部を補助することで、商業の振興発展を図ることを目的としています。</p> <p>補助金の額は、伊丹市商店街等活性化事業補助金交付要綱に基づいて補助対象経費に一定の割合を乗じて得た額とされています。令和3年度の交付申請に係る審査を確認したところ、補助対象経費自体の算定を誤っているものが2件ありました。そのうち1件は交付決定額に影響する誤りでした。</p> <p>要綱にのっとり、補助対象経費の算定を適切に行ってください。</p> <p>2 公の施設の指定管理について</p> <p>(1) 指定管理者が行う自主事業の承諾について</p> <p>基本協定書によると、労働福祉会館の指定管理者が自主事業を実施する場合は、事前に事業計画書等を市へ提出し、市の承諾を受けなければならないとされています。</p> <p>令和3年度の事業計画書については、定期監査を受けるに際し、年度当初に遡った日付を付した計画書を事後作成させ、これを承諾していました。</p> <p>こうした事務の処理は不適切で、不正ともなりますので再発することのないよう適切な措置を講じてください。</p>	<p>費用内訳から自動的に補助対象経費を算出する新たな帳票を作成したことに加え、副担当者によるチェック欄も設けるなど、要綱にのっとり適切な補助対象経費を算定できるよう運用方法を変更いたしました。</p> <p>指定管理者に対し適切な事務遂行を指示したほか、再発させないことを目的とし、関係した職員と面談を行い適切な事務遂行の徹底を指導したことに加え、課員に対して経緯やあるべき事務遂行等について伝達し問題意識の共有を図りました。</p>

監査結果に対する措置について

都市活力部 まち資源室 空港・にぎわい課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 伊丹市観光物産協会補助金について</p> <p>伊丹市観光物産協会補助金については、伊丹市観光物産協会（以下「協会」という。）の経費を補助することで、協会の安定的な運営と実施事業の充実を図り、本市観光物産事業の振興を図ることを目的としています。</p> <p>協会への交付事務を確認したところ、令和元年度及び令和 2 年度の実績報告書が提出されず、補助金の精算が未了となっていました。令和 3 年度に 2 カ年分の実績報告書の提出を受け、補助金額を確定し精算されました。</p> <p>これは、観光物産ギャラリーの管理を協会から引き継いだ伊丹まち未来株式会社との間で、協会に交付する補助金の充当対象についての認識が一致せず、同社から精算の合意が得られなかったものでやむを得ない面はありますが、結果として単年度予算主義を逸脱した会計事務となっています。</p> <p>今後は、事前に十分協議し適切な交付事務を行ってください。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>(1) 阪神間日本遺産推進協議会の会計における立替払について</p> <p>阪神間日本遺産推進協議会の事務局は、都市ブランド・観光戦略課が担い、会計処理を行っています。令和 3 年度事業における令和 3 年 12 月末までの会計事務を確認したところ、職員の私費による立替払が 1 件ありました。</p>	<p>今後は、伊丹市観光物産協会補助金交付要綱に基づき、当該年度終了後 30 日以内に実績報告書の提出を求めよう、事前に協会事務局と十分に協議し適切な交付事務を行います。</p> <p>今後、職員に対して資金前渡を行うこととし、立替払は行わないよう支出手続を見直しました。</p>

監査結果に対する措置について

都市活力部 まち資源室 空港・にぎわい課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>立替払による支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金においては行うことができないものです。任意団体における準公金においても、職員による立替払が生じないよう適正な事務を行ってください。</p> <p>3 公の施設の指定管理について</p> <p>(1) 指定管理者による自主事業について</p> <p>伊丹市立観光物産ギャラリーの管理に関する基本協定書には、自主事業を行う場合、指定管理者は事業計画書を提出し、市の承諾を受けなければならない旨が、また、年間事業報告書を提出する際、自主事業の実施状況に関する事項についても提出し、市の確認を得なければならない旨が定められています。</p> <p>指定管理者は、地元商品等の販売やコインロッカーの設置等を行っていますが、以前の定期監査において自主事業としての事業計画書の受領、承諾を行うよう指摘したにもかかわらず、事業計画書の受領、承諾がないまま自主事業が行われていることは不適切と言わざるを得ません。</p> <p>今後は、自主事業を行う前の事業計画書等と、年間事業報告書における収支等の実施状況に関する書類を提出するよう指定管理者を指導してください。</p>	<p>今後は、基本協定書に基づき、自主事業を行う前には事業計画書等を提出し、市の承諾を受けるよう、また、年間事業報告書においても、自主事業の実施状況に関する事項についての書類を提出し、市の確認を受けるよう、指定管理者に指導してまいります。</p>

(公 印 省 略)
伊教委生社第 63 号
令和 4 年 4 月 18 日
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市教育長 木下 誠

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

生涯学習部 公民館、図書館

2 措置を講じた部局

生涯学習部 公民館、図書館

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 4 年(2022 年)1 月 12 日～令和 4 年(2022 年)3 月 24 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 生涯学習部 公民館

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 報酬の支給事務について</p> <p>公民館の会計年度任用職員の令和3年4月から12月分の報酬支給について確認したところ、18件について精算が必要でした。</p> <p>これらは、人事給与システムへの125/100及び135/100超過勤務時間の入力について、1時間未満の超過勤務を端数処理せずに分単位のまま入力していたことによるものです。</p> <p>速やかに精算を実施のうえ、今後は、適切な事務処理を行ってください。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>(1) 金券類の管理について</p> <p>公民館で保有している切手及びはがきについては、管理簿を作成し、出納を管理していません。令和3年4月から12月までの出納状況を確認したところ、63円はがきの実際の残数が管理簿の残数より20枚不足していました。また、定期的に複数人による管理簿のチェックがされていない状況となっていました。</p> <p>公費により購入したはがき等については、その出納を適切に記録し、現在高の把握を行うことが必要です。はがき等の金券類の出納においては、管理簿への記入漏れがないよう徹底するとともに、複数人による定期的なチェック体制を構築し、適切な管理を行ってください。</p>	<p>職員課と調整し、精算処理を行いました。今後は適切な事務を徹底してまいります。</p> <p>切手及びはがきにつきまして、令和3年度の使用分の記入が漏れておりました。今後は、使用した際には複数人でのチェックを行い、記入漏れがないよう適切な管理を徹底してまいります。</p>

監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 生涯学習部 図書館

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 報酬の支給事務について</p> <p>図書館の会計年度任用職員の令和3年4月から12月分の報酬支給について確認したところ、以下のとおり精算を要するものがありました。</p> <p>① 短時間勤務会計年度任用職員の超過勤務手当【100/100】に係る端数処理誤り 4件</p> <p>② 勤務時間数の入力誤り 1件</p> <p>③ 勤務時間数の計算誤り 1件</p> <p>④ 週休日勤務の手当区分誤り 1件</p> <p>⑤ 振替休日取得後残時間の手当区分誤り 2件</p> <p>精算処理を行うとともに、今後は、適切な事務処理を行ってください。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>(1) 備品の管理について</p> <p>図書館の備品を確認したところ、以下の問題がありました。</p> <p>① 公印に係る備品台帳の不備について</p> <p>公印について、現物は6件確認できましたが、備品台帳上は、4件登録されており、2件については登録漏れでした。</p> <p>② 重要物品等に係る備品台帳の不備について</p> <p>備品台帳上の登録があるにもかかわらず現物を確認できないものが、重要物品で1件、その他の備品で1件ありました。これら2件については、現物を既に廃棄しているにもかかわらず、廃棄手続が行われていませんでした。</p> <p>伊丹市会計規則第106条第2項では、物品管理者及び物品担当者は、物品の保管について、善良な管理者の注意を怠ってはならない旨定</p>	<p>報酬事務については、職員課と調整し、精算処理を行いました。今後、同様の誤りが発生しないよう、複数人での確認を徹底してまいります。</p> <p>公印の管理につきましては、今後登録漏れの無いよう、複数人での管理を徹底してまいります。</p> <p>重要物品等につきましては、廃棄・購入時の管理を徹底するとともに、重ねて、毎年度確認するよう努めてまいります。</p>

監査結果に対する措置について

教育委員会事務局 生涯学習部 図書館

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>められており、備品台帳を適切に管理する必要があります。特に重要物品については、地方自治法第 233 条第 1 項及び地方自治法施行令第 166 条第 2 項により決算の添付書類である財産に関する調書に記載されるものです。</p> <p>備品台帳を改めるとともに、今後は、適切な備品の管理を行ってください。</p> <p>3 公の施設の指定管理について</p> <p>(1) 指定管理者が収入するコピー使用料について</p> <p>図書館南分館は、仕様書に示している複写サービス業務（著作権法に基づき、案内、利用説明等）を実施しています。</p> <p>しかし、このコピー使用料を指定管理者の収入とすることを協定書等に明記がされていなかったため、以前の定期監査において明記するよう指摘しました。平成 30 年度の指定管理者再選定時に仕様書を変更するとのことでしたが、明記されていません。</p> <p>コピー使用料を指定管理者の収入とすることを協定書等に明記してください。</p>	<p>図書館南分館におけるコピー使用料を指定管理者の収入とすることについては、令和 4 年度の仕様書に明記いたしました。今後も、協定書等に明記してまいります。</p>

(公 印 省 略)
伊 消 総 第 5 6 号
令 和 4 年 4 月 1 1 日
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

消防局 管理室 消防総務課、予防課

警防室 警防課、救急課、情報管理課

2 措置を講じた部局

消防局 管理室 予防課

3 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 4 年(2022 年)1 月 12 日～令和 4 年(2022 年)3 月 24 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

消防局 管理室 予防課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 財産管理について</p> <p>(1) 伊丹防火安全協会の会計における立替払について</p> <p>伊丹防火安全協会の事務局は、予防課が担い、会計処理を行っています。令和3年4月から12月までの会計事務を確認したところ、支出65件のうち14件に、職員の私費による立替払がありました。</p> <p>立替払による支出は、事故やミスが生じるリスクが高く、公金においては行うことができないものです。任意団体における準公金においても、職員による立替払が生じないよう適正な事務を行ってください。</p>	<p>任意団体における準公金においても、やむなく現金での支出が必要な場合は、資金前渡による支出管理を徹底します。</p>